一　名称
　ジャパンビジネスクリエート株式会社
二　主たる事務所の所在地
　福岡県久留米市東櫛原町二八九番地一
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第千百三十九号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年十月二十八日に次のとおり認定したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十一月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称
　株式会社みゆき学園
二　主たる事務所の所在地
　宮崎県都城市都北町七三三三番地
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第千百四十号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年十月二十八日に次のとおり認定したので、第十二条の十一の規定に基づき告示する。

平成二十五年十一月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称
　株式会社みゆき学園
二　主たる事務所の所在地
　宮崎県都城市都北町七三三三番地
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○海上保安庁告示第二百九号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十一月二十五日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PM14　せんだい」を「PM14　つるみ」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年十二月六日から施行する。

○関東地方整備局告示第四百六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月二十五日

その関係図面は、平成二十五年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十号	みどり市笠懸町鹿二九三六番一から同市笠懸町鹿三三一番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十一月二十五日

○関東地方整備局告示第四百六十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年十一月二十五日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号
　関東地方整備局長　21
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　株式会社湘南建築センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	土橋　敏男
変更後	—

(2)　変更年月日
　平成二十五年九月三十日

○関東地方整備局告示第四百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十一月二十五日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業幹線街路放射第二十五号線
三　事業施行期間　自平成二十五年十一月二十五日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　東京都新宿区北町、箪笥町、横寺町、岩戸町、神楽坂五丁目、神楽坂六丁目、白銀町、筑土八幡町及び津久戸町地内
　使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第四百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十一月二十五日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東村山都市計画道路事業三・三・八号府中所沢線
三　事業施行期間　自平成二十五年十一月二十五日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　東京都東村山市本町一丁目、本町二丁目及び久米川町四丁目地内
　使用の部分　東京都東村山市本町一丁目地内

○中部地方整備局告示第二百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十一月二十五日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　施行者の名称　愛知県
二　都市計画事業の種類及び名称　西三河都市計画道路事業三・四・十号芦谷蒲郡線及び三・五・二十一号生平幸田線
三　事業施行期間　自平成二十五年十一月二十五日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　愛知県額田郡幸田町大字芦谷字後シロ、字大西、字北屋敷及び字要善地内
　使用の部分　なし